



2025 年 5 月 28 日

各 位

上 場 会 社 名 三 晃 金 属 工 業 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 青 木 栄 一
(コ ー ド 番 号 : 1972 東 証 ス タ ン ダ ー ド 市 場)
問 合 せ 先 責 任 者 取 締 役 常 務 執 行 役 員 総 務 部 長 今 野 徹 哉
(T E L : 03-5446-5600)

中間配当制度の導入および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、中間配当制度の導入および定款の一部変更に関する議案を 2025 年 6 月 27 日開催予定の当社第 76 期定時株主総会に付議することについて、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 導入の目的

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、これまでの年 1 回の期末配当の実施に加え、中間配当制度を導入するものであります。

(2) 中間配当の基準日

毎年 9 月 30 日

なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が 2025 年 6 月 27 日開催予定の当社第 76 期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができるよう所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
第 42 条 (剰余金の配当等の決議機関) 当社は、剰余金の配当、自己の株式の取得等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。	第 42 条 (現行どおり)
第 43 条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。	第 43 条 (現行どおり)
(新設)	第 44 条 (中間配当) <u>42 条のほか、当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</u>

第 44 条（剰余金の配当の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	第 45 条（剰余金の配当の除斥期間） <u>期末配当金および中間配当金</u>が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
--	---

3. 定款変更の日程

- | | |
|------------------|-----------------|
| ①定款変更のための株主総会開催日 | 2025 年 6 月 27 日 |
| ②定款変更の効力発生日 | 2025 年 6 月 27 日 |

以 上